

仲裁判断

日本スポーツ仲裁機構
JSAA-DP-2008-001

申立人 X

被申立人 財団法人日本アンチ・ドーピング機構

被申立人代理人

弁護士 辻居 幸一

弁護士 水沼 淳

弁護士 奥村 直樹

A

B

主 文

本スポーツ仲裁パネルは、次のとおり判断する。

- 1 申立人の請求を棄却する。
- 2 申立料金 5 万円は申立人の負担とする。

理 由

第 1 当事者の求めた仲裁判断

1 申立人の求めた仲裁判断

日本ドーピング防止規律パネルが 2008-004 事件について 2008 年 10 月 29 日にした決定を取り消す。

2 被申立人の求めた仲裁判断

主文と同旨

第 2 手続の経過

- 1 日本ドーピング防止規律パネルは、2008-004 事件について、2008 年 10 月 29 日、同日付けの聴聞パネルの決定に基づき、日本ドーピング防止規律パネル決定（以下「原決定」という。）をした。原決定の内容は、別紙「日本ドーピング防止規律パネル決定」のとおりであり、そのうち、競技者氏名、競技種目、決定（主文）は次のとおりである。

競技者氏名 X（本件仲裁申立人）

競技種目 自転車競技

決定

- ・日本ドーピング防止規程（以下「本規程」という。）2.1 条の違反が認められる。
- ・本規程 10.1.1 条に従い、競技大会（第 64 回全日本大学対抗選手権自転車競技大会）の各競技結果はいずれも失効する。
- ・本規程 10.3 条及び本規程 10.8.1 条に従い、本決定の日から 1 年間の資格停止とする。

- 2 申立人は、2008 年 11 月 12 日、日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）に、被申立人を相手方として、本規程 13.2.2 条に基づいて、原決定の取消しを求めて本件仲裁申立てをし、仲裁機構は、同日これを受理した（本件 JSAA-DP-2008-001 号ドーピング仲裁事案）。

なお、仲裁機構「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」（以下「本規則」という。）4 条により、本規程に基づく不服申立てについては、本規則に基づく仲裁に必要

な仲裁合意が存在しているものとみなされる。

- 3 その後、申立人は仲裁人として山本隆司を、被申立人は仲裁人として濱本正太郎をそれぞれ選定し、その両仲裁人は就任を承諾した上、第三の仲裁人として笠井正俊を選定し、同仲裁人は就任を承諾した。これによって、2008年12月3日、本スポーツ仲裁パネルが構成された。
- 4 ところで、被申立人は、本件事案について、2008年11月25日付け答弁書を提出し、仲裁機構は、同日、この答弁書を受領した。この答弁書の「第1 請求の趣旨に対する答弁」の項には、次の記載がされていた。

「(主位的答弁)

- 1 日本ドーピング防止規律パネルが2008-004号事件について平成20年10月29日になした決定のうち、「本規程10.3条及び本規程10.8.1条に従い、本決定の日から1年間の資格停止とする。」との部分を取り消す。
- 2 日本ドーピング防止規程10.2条に従い、申立人を平成20年10月29日から2年間の資格停止とする。
- 3 仲裁費用は申立人の負担とする。
との仲裁を求める。

(予備的答弁)

- 1 申立人の請求を棄却する
- 2 仲裁費用は申立人の負担とする
との仲裁を求める。」

- 5 本スポーツ仲裁パネルは、この答弁書に記載された「主位的答弁」について、原決定に対する被申立人の不服申立てであるから、被申立人による申立人を相手方とする本規程13.2.2条に基づく仲裁機構への仲裁申立てに当たると認識し、被申立人は申立料金5万円を支払わなければならないこと、2008年12月17日までにその支払をしない場合には、被申立人の「主位的答弁」に係る仲裁申立てはされなかったものとみなすこと、「主位的答弁」の記載された答弁書は原決定から14日を経過した後に仲裁機構に到達したから、本規則15条ただし書に定める特別の事情がある場合を除いて仲裁事案の対象とはならないこと、被申立人が特別の事情に関する主張をしようとする場合には書面により2008年12月17日までに提出するよう求めることを内容とする決定を2008年12月10日にした。被申立人は、同月11日、この決定に従い、申立料金5万円を仲裁機構に納付した。
- 6 仲裁機構は、被申立人がこの答弁書に記載した「主位的答弁」をもって同月11日に新たな仲裁申立てをしたものと取り扱い、これを同月12日に受理し、この申立てに係る事案を、以後「JSAA-DP-2008-002号仲裁事案」と称することとした(以下「002号事案」という。)。仲裁機構は、2008年12月12日、本規則42条1項に基づき本件事案(JSAA-DP-2008-001号事案を意味する。以下「本件001号事案」ともいう。)と002号事案とを一つの手続に併合することを決定し、その結果、本規則42条2項、41条3項により、本件001号事案についての本スポーツ仲裁パネルが002号事案についてもスポーツ仲裁パネルとして事件を担当することとなった。

002号事案において、同事案の申立人(本件001号事案被申立人)は、本件001号事案申立人から検出されたサルブタモールは、「ベネトリン」の服用によるものであるから、世界ドーピング機構(WADA)の世界ドーピング防止規程(以下「WADA規程」という。)2008年禁止表国際基準(以下「2008年禁止表」という。)の「IV. 特定物質」には当たらず、本件001号事案申立人については、本規程10.2条に基づき、2年間の資格停止とすべきであると主張した。

